

「公益財団法人大田区スポーツ協会 I C T推進システム導入業務委託」
に係るプロポーザル実施要領

1 目的

現行業務処理の電子化により大田区スポーツ協会内の情報共有、事務処理等の効率化を図る。業務処理の電子化を効果的に行うため、民間事業者の業務ノウハウを活用することとし、業務委託を行う。業務委託を行うに当たっては、民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、公募型プロポーザル方式を採用する（このプロポーザルにより契約を約束するものではなく、委託先候補者として選定するものである。）

2 業務概要

（１）業務の名称

公益財団法人大田区スポーツ協会 I C T推進システム導入業務

（２）業務内容

「公益財団法人大田区スポーツ協会 I C T推進システム導入業務委託仕様書（案）」のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和３年３月３１日まで

（４）提案上限額

委託見積限度額 8,500,000 円（税込）

年間保守経費限度額 773,000 円（税込）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、本件については、最低制限価格を設けている。

（５）発注者

公益財団法人 大田区スポーツ協会

3 プロポーザル参加資格

本業務に関するプロポーザル参加事業者は、法人又は法人による共同企業体であること。ただし、共同企業体の場合には、代表者を定め、責任分担を明確にすること。法人の場合は、次の要件を全て満たすものとする。法人による共同体の場合は、共同体として次の要件を全て満たすこと。

（１）他の公的団体等で本業務に類似した実績を有すること。

（２）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、本業務に係る入札参加資格が大田区にあること。

- (3) 十分な業務実施体制を有しており、迅速かつ具体的な協議及び連絡調整が可能であること。
- (4) 本業務の目的を理解した提案が可能であること。
- (5) 次年度以降、継続して運営が可能であること。

4 欠格事項

次のいずれかに該当する法人及びその構成員が次のいずれかに該当する共同企業体は応募することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (2) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中のもの
- (3) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納しているもの又は代表者がこれらの税金を滞納しているもの
- (4) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人
- (5) 公益財団法人大田区スポーツ協会 ICT 推進システム導入業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が当該団体の役員等をしているもの
- (6) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中のもの

5 担当

公益財団法人 大田区スポーツ協会 大塚・半沢

〒143-0066 大田区大森北 4-16-5(こども家庭支援センター大森内)

電話 03-5471-8787 : FAX 03-5471-8789 : E-mail otataiky@wf7.so-net.ne.jp

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式 1）を 5 の担当宛に電子メールで提出すること。電子メール送信後、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和 2 年 7 月 31 日（金）から 8 月 7 日（金）正午まで （必着）

(3) 回答方法

質問書に対する回答は、次のとおりとする。

ア 回答方法

個別に電子メールにて回答する。

イ 回答期限

令和2年8月17日（月）まで

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類 以下各1部

ア 参加申込書（様式2）

イ 東京電子自治体共同運営電子保守調達サービス資格審査申請受付票
写し

※ 共同企業体の場合は、代表者のものを提出すること。

ウ 業務実績一覧表（様式3）

※ 契約書等の写し（受託業務の内容を確認できる仕様書等）を添付すること。

エ 会社の概況（様式4）

※添付書類

- ・決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書又はこれに類する書類（原則直近3期分）・・・2部
- ・営業報告書又は事業報告書（原則直近3期分）・・・2部
- ・法人税申告書別表の写し及び勘定科目内訳明細書（原則直近3か月分）・・・2部
- ・企業・団体の会社概要等・・・2部

オ 誓約書（様式5）

カ 共同企業体の場合は共同企業体協定書及び委任状等（書式は任意）

(2) 提出方法

5の担当宛に持込み又は郵送（必着）とする。

(3) 提出期限

令和2年8月21日（金）正午まで（必着）

(4) 参加資格の確認

提出された参加申込書他書類を確認のうえ、参加資格が無いとみなされた事業者には、令和2年8月27日（木）午後5時までに電話にて連絡する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

提出書類	自社名及びロゴマーク、代表者名等	会社印		提出部数	体 裁
企画提案書（正本）	あり	あり		1部	合わせて1冊の形状とし、左上をクリップで留めたものを提出（製本・ステープル留
（副本）	なし	なし		9部	

					め等不可)
見積書 (正本)	あり	あり		1 部	各社の様式可 但し、内訳要明記
(副本)	なし	なし		9 部	
電子記録 媒体	あり	あり		1 部	「企画提案書」及び「見積書」 の内容

(2) 提出期限

令和2年9月4日(金)正午まで (必着)

(3) 提出方法

持込みとする。

※ 事前に電話で日時を予約すること。

(4) 提出先

5に同じ

(5) 企画提案書の作成要領

ア 提案書は、次の表の項目番号順に作成し、項目番号を提案書右上に記載すること。

項目	項目番号	記載すべき事項
本業務の受託に関する基本的な考え方、具体的な取り組み方針	1-1	本業務の受託に係る基本的な考え方
	1-2	目標達成に向けた取り組み方針
類似業務実績	2-1	類似業務実績一覧表(様式3)に記載した業務の概要
業務執行に係ること	3-1	実施体制及び人員配置計画
	3-2	大田区スポーツ協会との連絡体制、報告及び調整方法
	3-3	危機管理・安全管理体制及び情報管理体制
業務スケジュール	4-1	導入から運用までの計画、スケジュール
	4-2	データ移行の計画
システムの概要・構成	5-1	導入システムの概要・構成図
	5-2	導入システムの概要説明と導入システム、ハード、ソフトウェア選定理由
	5-3	ハードウェアの内訳、機種名、数量
	5-4	導入ソフトの操作性、内容
システムの性能	6-1	導入システムの特徴

	6-2	セキュリティ対策
	6-3	導入システムの安定性
	6-4	導入システムの拡張性
サポート体制	7-1	運用時のサポート体制
	7-2	操作指導、研修計画
経費に係ること	8-1	仕様書に沿った価格提示
	8-2	導入後の保守等の経費(月額、年額)
	8-3	費用対効果・コスト低減のための工夫

イ 企画提案書のサイズは、日本工業規格 A 4 横型とし、任意書式にて作成すること。

ウ 表紙及び目次を含め 30 ページ以内 とする(両面使用は 2 ページとして扱う。)

エ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、図、イメージ等を用い、わかりやすく作成すること。

特に、使用ソフトの運用方法については、操作画面等を提示して詳細な機能説明をする。

オ 審査資料として用いるため、副本は、提案者を特定できる表示はしないこと。

(6) 企画提案書等の提出条件

ア 企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。提出された書類は返却しない。

イ 提案を取り下げる場合は、取下願(様式 6)を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

ウ 提出期限までに企画提案書等を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗違反)、第 93 条(心裡留保)、第 94 条(虚偽表示)又は第 95 条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

(8) 見積書作成に係る注意事項

ア 公益財団法人 大田区スポーツ協会理事長宛であること。

イ 代表者印を押印すること。

ウ 見積書作成に当たっては、「公益財団法人大田区スポーツ協会 ICT推進システム導入業務委託仕様書」を参考として費用を算出すること。ただし、仕様書（案）に記載された事項は必須ではなく、見積書作成のための参考であるため、決定した受託事業者は公益財団法人大田区スポーツ協会と協議の上、仕様確定後改めて見積書を提出すること。

エ 見積書の合計額及び導入後の保守等にかかる運用経費の月額・年額は、2（4）の予算上限内とすること。

オ 見積金額には、消費税額を加算すること。

9 候補者の選定方法

（1）候補者の選定は、選定委員会において行う。

（2）選定方法

参加資格を有する事業者の中から、「公益財団法人大田区スポーツ協会 ICT推進システム導入業務委託業者選定基準」に基づき提案書類を審査し、候補者を1者選定する。

（3）審査期間

令和2年9月8日（火）から同月15日（火）まで

10 選定結果の通知・公表

（1）選定結果は、参加事業者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式7）にて通知する（令和2年9月17日（木）発送予定）。

なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

（2）選定結果は、公益財団法人大田区スポーツ協会ホームページでも次の項目を公表する（令和2年9月下旬頃予定）。

ア 業務名

イ 選定事業者名及び所在地

ウ 業務概要

エ 選定経過

11 契約の手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

12 その他

（1）選定された場合には、担当と協議の上事業を進めるが、企画提案書の内容について業務実施の際に変更する場合がある。また、協議により担当の指示

があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、担当は作業期間中、随時作業状況の報告を求めることができる。

- (2) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- (4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て公益財団法人大田区スポーツ協会に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。

13 事業スケジュール（予定）

① 実施要領等の配布	令和 2 年 7 月 31 日（金）～
② 実施要領等に関する質問の受付	令和 2 年 7 月 31 日（金）～ 令和 2 年 8 月 7 日（金）正午まで
③ 実施要領等に関する質問の回答	令和 2 年 8 月 17 日（月）まで
④ 参加申込書の提出締切	令和 2 年 8 月 21 日（金）正午まで
⑤ 参加資格の確認	令和 2 年 8 月 27 日（木）
⑥ 企画提案書等の提出締切	令和 2 年 9 月 4 日（金）正午まで
⑦ 審査	令和 2 年 9 月 8 日（火）～ 令和 2 年 9 月 15 日（火）
⑧ 候補者の決定（決定通知の発送）	令和 2 年 9 月 17 日（火）予定
⑨ 公表・契約締結	令和 2 年 9 月下旬
⑩ 運営	契約締結の日～ 令和 3 年 3 月 31 日（水）